

佐世保市営業活動支援事業補助金

製造業または卸売業を営む市内中小企業者に対して、感染症対策を講じた営業活動に要する経費の一部を補助します。

制度概要	製造業や卸売業を営む市内中小企業者を対象に、自社製品の販路拡大、受注促進のため感染症対策を講じた営業活動に要する経費の一部を補助します。
対象者	製造業または卸売業を営む市内中小企業者
対象経費	① 旅費(交通費、宿泊費等) ② 感染症にかかる検査費
補助金額等	補助率:対象経費の2分の1以内 補助上限額:1社あたり30万円
補助対象期間	令和4年7月1日(金)から令和5年3月10日(金) ※予算がなくなり次第、終了となります。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・自社製品の販路開拓を目的とした、県外企業への取引目標額100万円以上の営業活動に要する経費が対象です。・対象経費は、消費税抜きで申請してください。・国県等の補助金など財政的支援との重複はできません。・完了報告までに支払いが完了する経費に限ります。

問い合わせ

佐世保市役所 観光商工部商工労働課

Tel : 0956-24-1111 (内線 3004) Mail : syouko@city.sasebo.lg.jp

佐世保市営業活動支援事業補助金(補足)

1. 事業目的

製造業及び卸売業を営む佐世保市内の中小企業者に対して、感染症拡大防止策を講じた営業活動を支援し、受注獲得の促進に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

- (1) 主たる事業として製造業又は卸売業を営む中小企業者(※)で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2) 市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。

※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者(みなし大企業を除く。)